

業務仕様書

1 委託業務名

適正取引・価格転嫁推進業務

2 業務の目的

原材料費、エネルギーコスト、労務費が上昇するなか、「成長と分配の好循環」及び「賃金と物価の好循環」の実現に向け、物価に負けない賃上げを行うためには、三重県内中小企業・小規模企業（以下「県内中小企業等」という。）が持続的に賃上げするための原資を確保できるよう、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させていく必要がある。

本事業では、県内中小企業等が有する商品やサービス（以下「商品等」という。）に対して、付加価値や訴求力などを客観的に評価分析し、フィードバックすることで、商品等の商談等の際に、適正価格を提示できるよう支援するとともに、価格転嫁に自ら取り組む機運を醸成する。また、適正取引・価格転嫁についての理解を広め、深めるため、フォーラムを開催し、啓発を図ることを目的とする。

3 業務の内容

（1）商品等に対する評価分析・フィードバック

アドバイザーを配置し、その知見やネットワークを活用することで、商品等に対する評価分析を行い、県内中小企業等が当該商品等に係る適正価格での商取引に取り組む際の参考となる分析結果をフィードバックする。

① アドバイザーの配置

- ・営業やマーケティング、コンサルティングの実務経験等を有し、幅広い分野における人的ネットワークを有するアドバイザーを配置すること。
- ・2名以上のアドバイザーを配置し、責任者を選任すること。

② 評価分析・フィードバックを行う商品等の募集・選定

- ・多くの応募を促すため、募集の方法や期間、また応募フォームなどについて、県と協議のうえ決定し、商品等を募集すること。
- ・募集にあたっては、県内中小企業等を対象とした事業内容説明会を開催すること。なお、開催に係る具体的な要件を提案することとし、県と協議のうえ決定する。
- ・応募内容を検証し、本事業で評価分析・フィードバックを行う商品等を選定すること。なお、選定内容を県と協議し、対象商品等を決定する。
- ・評価分析・フィードバックを行う商品等は10社以上の企業から、各社最低1件選定し、少なくとも10件確保すること。

③ 評価分析・フィードバックの実施

- ・評価分析及びフィードバックを実施するための様式等を作成すること。
- ・1つの商品等につき、その特性に応じた評価分析者を3名以上確保し、評価分析・フィードバックさせること。なお、評価分析者には、商品等の該当業界の関係者や専門家等のほか、商品等が活用できそうな業界の関係者や専門家等、適切な者を選任すること。評価分析する件数は全体で50件以上とすること。
- ・評価分析者の選定にあたっては、県内中小企業等の現在の取引関係に支障が出ないように配慮を行うこと。また、評価分析者を選定する際、独占禁止法上問題となる行為を誘発することがないように、同業者等の選定を避けるなど、十分配慮すること。
- ・フィードバックにあたっては、評価分析者からの結果にアドバイザーの知見を盛り込むこと。加えて、県内中小企業等が自ら適正価格での商取引に取り組めるよう必要なアドバイス等も行うこと。
- ・事業者から収集した商品等の情報の管理については十分に注意し、目的外使用や漏えいなどが起こらないように十分配慮するとともに、必要な体制を整備すること。

(2) 適正取引・価格転嫁の普及啓発の実施

適正取引・価格転嫁をテーマとしたフォーラムを開催すること。なお、実施にあたっては、(1)で取り組んだ事例の発表を含めることとする。

開催概要は以下の通りとする。

- ① 開催回数・時期：回数は1回。時期は県と協議して決定すること。
- ② 開催場所：津市周辺で定員100名程度の適当な施設を提案し、県と協議して決定すること。
- ③ 開催方法：対面とオンラインのハイブリッド方式により開催すること。
開催に必要となる機材やシステム環境は受託者の責任により準備し、会場使用料等の一切の費用は、委託料に含めること。
- ④ 対象者：県内企業など
- ⑤ フォーラムの内容：「適正な取引と価格転嫁を促進し、地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言」を発出した14機関(※)と連携し、適正取引・価格転嫁を普及啓発する内容を提案し、県と協議して決定すること。

(※) 三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会、三重県中小企業家同友会、日本労働組合総連合会三重県連合会、一般社団法人三重県銀行協会、三重県信用金庫協会、三重県信用保証協会、公益財団法人三重県産業支援センター、経済産業省中部経済産業局、財務省東海財務局津財務事務所、厚生労働省三重労働局、国土交通省中部運輸局三重運輸支局

- ⑥ アンケート：参加者を対象にアンケートを実施し、設問にはフォーラムの満足度に加えて、適正取引・価格転嫁の現状と課題等に関する設問も盛り込むこと。
- ⑦ 広報：多くの参加を促すためのweb広告やチラシの作成など必要な広報を提案・実施すること。
- ⑧ その他：フォーラムの開催に係る会場設営、受付、全体進行、配布資料・進行資料の作成、アンケートの作成・回収等、開催に係る一切の業務を行うこと。

(3) その他

- ・(1)(2)にかかると一連の管理事務を実施すること。
- ・業務の実施状況について、県の求めに応じて、都度、情報共有すること。
- ・本事業を実施する際、独占禁止法をはじめとした法令に抵触することがないように十分配慮すること。

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

5 報告書

本業務完了後、期限までに業務完了報告書を紙媒体（1部）及び電子データにより提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 「3 業務の内容」の実施内容

イ 上記の他、三重県が指示したもの

(2) 納入場所 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課内

(3) 納入期限 令和8年3月27日（金）

6 監督及び監査

契約条項の定めるところによるものとする。

7 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、業務の検査終了後、履行確認の通知が行われた後に請求できるものとする。なお、本業務を実施するにあたり、県が必要と認める場合は、真に必要な金額について、前金払いをすることができるものとする。

8 変更に関する協議

委託業務の内容、契約金額及び契約期間を変更する必要がある場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを書面により定める。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者協議を行うこと。

(2) 落札資格停止等の措置

県は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

(1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

(2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物の内新規に発生した著作物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引き渡しを持って県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、その指示に従うこと。

- (5) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (6) 県は、必要に応じ、受託者を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (7) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応すること。
- (8) 業務の遂行において、本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに両者協議の上、対処するものとする。
- (9) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (10) 業務の遂行において、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。
- (11) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。